

業務速報

国鉄労働組合名古屋地方本部

発行責任者：土谷 敏幸

編集責任者：鶴山 章

2023. 2. 11 No. 593



食事時間確保、前泊前提行路の解消、提案時に行路毎の労働時間明記、土休日行路提案要求に背を向ける一方で

乗務員国労要求7項目が実現へ

—JR東海 鉄道事業本部との業務委員会を開催—

1月26日、東海鉄事と申2号に対する回答の業務委員会が開催され、乗務員の切実な基本・行路改善要求に対し、7項目の行路改善要求に「修正の検討をする」などと国労要求の実現となったものの、基本・要求の食事時間の確保に「必要時間は確保」、前泊前提行路の解消要求に「適宜適切に対応」、ダイヤ提案時に行路毎の労働時間明記や土、休日行路提案を求めたのに対し、「現行通り」と背を向け、列車の折り返し時分作成の根拠を求めたのに対し、「必要な時間を確保しているから明らかにする必要はない」などと道理の無い回答となった。

国労名古屋乗務員協議会では引き続き、ねばり強く要求を対置し、JR東海の安全・安定輸送を支えるのに相応しい労働条件を求めて活動してゆくとした。

組合側：脇田執行委員・大前特別執行委員・水落特別執行委員・山田特別執行委員

会社側：運輸営業部管理課 廣森課長代理他・人事部人事課 竹村課長代理・人事部人事課 森係長

項目	回答
【基本・要求・共通要求】	
1. 食事時間は着発で1時間確保すること。	必要な時間は確保している。
2. 前泊前提行路を解消すること。	適宜適切に対応している。
3. 提案時に行路毎の労働時間を明記すること。	そのような考えは無い。
4. 土・休日行路を提案すること。	現行の通りとする。
5. 列車の折り返し時分作成の根拠を明らかにすること。	必要な時間を確保していることから、明らか

にすること。	にする必要は無い。
6. 乗務割交番作成規程の「乗務割交番作成上やむをえない場合」の文言を削除すること。	権限外事項である。
【豊橋運輸区 運転士】	
1. 混合班の解消を図るため、2組B61行路からB63行路までを4組に編入すること。	提案の通りとする。
2. 要求1による各組の行路数の平均化を図るため、1組の泊まりの一行路を2組に編入すること。	提案の通りとする。
3. 1組54行路、55行路の夕食時間を確保すること。	必要な時間は確保している。
4. 2組64行路の夕食が摂れる時間が遅いため、見直すこと。	必要な時間は確保している。
5. 3組76行路、出勤前に訓練指定されている理由はなぜか。	修正する方向で検討する。
6. 1組と2組の午前訓練指定行路数の平均化を図ること。	修正する方向で検討する。
7. 勤務終了時刻を早めるために1組59行路、413G～416Gを425Gの乗務前に組み入れること。	一部修正する方向で検討する。
8. 1組58行路後の在宅休養時間を増やすため、59行路と54行路または55行路を持ち替えること。	修正する方向で検討する。
9. 最終列車での運転士の作業負担軽減のため、2組68行路563Gを車掌乗務とすること。	提案の通りとする。

<p>【美濃太田運輸区 車掌】</p> <p>1. 今回のダイヤ改正において美濃太田運輸区車掌の乗務範囲を見直した理由を明らかにすること。</p>	<p>東海道線の普通列車乗務を撤退することで異常時手配の向上、養成及び指導の効率化といった効果が見込めることから見直しを実施した。</p>
<p>2. 2行路、5行路、7行路、9行路、10行路にある「駅業務作業」の作業内容について明らかにすること。</p>	<p>分併に伴う誘導、小移動等となる。</p>
<p>3. 名古屋駅における車内点検時分、32D（3分）、1040D（5分）、1034D（5分）の根拠及び作業内容を明らかにすること。</p>	<p>一部修正する方向で検討する。作業内容については、車内点検である。</p>
<p>4. 休日前の勤務終了時刻を標準時刻（前日の18時以前）に近づけるために2行路と8行路の交番順序を持ち替えること。</p>	<p>修正する方向で検討する。</p>
<p>5. 要求4と同じ理由で5行路と10行路の交番順序を持ち替えること。</p>	<p>提案の通りとする。</p>
<p>6. 日勤行路後の在宅時間確保のため、6行路と9行路の交番順序を持ち替えること。</p>	<p>提案の通りとする。</p>
<p>【神領運輸区 車掌】</p> <p>1. 特急しなの号が名古屋駅到着後、車内点検となった理由及び作業内容を明らかにすること。</p> <p>2. C1行路663M及びC34行路637Mが多治見駅到着後に車内清掃とあるが、理由及び作業内容を明らかにすること。</p>	<p>協力会社と調整をした結果であり、作業内容については折り返し駅等で実施している車内点検と同様である。</p> <p>協力会社と調整をした結果であり、作業内容については折り返し駅等で実施している車内点検と同様である。</p>
<p>3. C23行路2737M、C27行路2769M、C33行路2733Mが中津川駅到着後に車内点検</p>	<p>協力会社と調整をした結果であり、作業内容については折り返し駅等で実施している車内</p>

とあるが、理由を明らかにすること。	点検と同様である。
4. C26行路624Mが名古屋駅到着後、車内点検とあるが、理由を明らかにすること。	協力会社と調整をした結果であり、作業内容については折り返し駅等で実施している車内点検と同様である。
5. 今秋の改正では、C2行路、4行路、14行路、15行路以外で大幅な列車の持ち替えが発生しているが、理由を明らかにすること。	今改正はBCPに対応出来る行路を仕込んでいるため、神領運輸区の対象行路に限らず、大幅に列車の持ち替えを行っている。
6. C5行路の便回769M(10:38)～148M(14:07)までの連続乗務を解消すること。	修正する方向で検討する。
7. C21行路の夕食時間を確保すること。	提案の通りとする。
8. C24行路の夕食時間を確保すること。	提案の通りとする。

【基本要 求・共通要 求】

【国労】 1項で、必要な時間は確保しているとのことだが、必要な時間は何分だと考えているのか。

【会社】 行路作成については、全体的なバランスを見ながら、常識的な時間を確保している。

【国労】 常識的な時間は何分なのか。

【会社】 逆に1時間の根拠は何か。

【国労】 常識的な範疇でと言われるが、その常識的がよく分からない。着発で1時間というのは、実際に1時間あるわけではない。譲って、最低でもこれくらいは必要だということだ。

【会社】 この行路のこの時間が問題だと具体的に言われれば、それに対しての回答はできる。

リフレッシュ時間が必要

【国労】 食事時間はその後のリフレッシュ

する時間も必要。会社もそう言っている。今後もそのようなことを考えて行路を作ってもらいたい。

行路改善の後退では

【国労】 2項で、美濃太田の車掌の日勤は4行路すべてが前泊前提になっている。今まで、会社としては改善していく方向で考えていると言っていたが後退しているのではないのか。どのように考えているのか。

【会社】 朝の乗務が集中しているためこのようになってしまう。従前から努力してはいる。積極的に前泊日勤行路を作成しようとは考えていない。解消出来ればした方が良いが、列車体系もあるし全体のバランスもある。

【国労】 以前から、美濃太田はその特性上、大きな見直しがない限り、前泊日勤の改善は難しいと言われていた。

今回はその大きな改正であり、期待していた結果がこれ。裏切られた思いでいる。

- 【会社】今回は東海道線を撤退するという
ことで、異常時の乗務員手配や乗
務員も東海道線まで行って帰って
来れなくなったりが解消される。
そういったことを組み合わせた結
果がこれであり、前泊行路を無く
そうとだけ考えて作成はしていな
いのでこの様な結果になった。
- 【国労】美濃太田運輸区はゆくゆく運転士
だけの職場になるから、とりあえ
ずここを乗り越えればいいのか、と
考えているのではないか。
- 【会社】そんな乱暴な考えではない。対案
があれば出して欲しい。

労働時間明示で 組合の対案示したい

- 【国労】3項、労働時間が明記されてい
ないと対案が作りにくい。良い案を
考えて提出しても労働時間の関係
で駄目なことも多い。なぜ明記し
ないのか。不都合があるのか。
- 【会社】必要性はないと考えている。対案
を出してもらったら、そこで議論
している。
- 【国労】提案された行路表から出退勤、労
働外時間を自分で計算して労働時
間を算出している。計算間違いも
あるかもしれない。手間も掛かる。
明記するのは簡単ではないのか。
- 【会社】簡単ではない。そもそも出す必要
性はないと考えている。
- 【国労】必要性がないということは、そん
なことをする必要はない、こちら
のことを考えてくれないというこ
となのか。
- 【会社】そういった話や申し入れがあった
時は議論している。
- 【国労】次回の改正時では、ぜひ労働時間
を明記されたい。

【会社】必要性は会社で判断する。

土休日行路の提示を

- 【国労】4項、ダイヤ改正の提案では平日
行路しか提案されない。土休日行
路に関しての質問などはいつ行え
ばいいのか。
- 【会社】土休日行路に対しては提案する考
えはない。ただ、ダイヤ改正後に
申し入れがあれば、議論する考え
はある。次回のダイヤ改正に反映
されるかも知れない。

折り返し時分 作成の根拠を示せ

- 【国労】5項、明らかにする必要はないと
のことだがなぜか。
- 【会社】会社が実態を把握して責任を持っ
て考えている。
- 【国労】頑なに、明らかにしないとされる
が、明らかにすることに不都合
があるのか。理解ができない。
- 【会社】今、お伝えした通り、しっかり実
態を把握した上で必要な時間を確
保しているのもそれ以上の回答は
ない。
- 【国労】例えば、中央線の高蔵寺折り返し
時分が5分の場合。1両歩くのに
何秒、この作業に何分とかが分か
れば目安になる。
- 【会社】実態を把握して作成している。
- 【国労】4両折り返しだと何分、8両だと
何分とか基本的な考えはあるの
か。
- 【会社】基本的な考えは、何度も言うが実
態を把握してやるということ。

車両分の移動に 必要な時間を示せ

- 【国労】8両折り返しで最低何分必要なの

か、1両歩くのに何秒と考えているのか、最低これだけ知りたいがどうか。

【会社】会社が責任を持って実態を把握して…。

【国労】実態を把握というのは、列車の遅れをデータで調べたりだと思いが、それだけでは実際に乗務員が走っていたとか、危なかったとかは分からないのではないか。

【会社】個々に具体的な実態があれば議論する。

【国労】6項、美濃太田の実態だが、最初から、やむを得ない場合ありきで行路作成しているのではないか。

【会社】本社・本部間で話をするものなので、ここで議論はできない。

【豊橋運輸区 運転士】

【国労】1項、提案通りなのはなぜか。

【会社】混合班解消のためとあるが、混合班が不都合な理由が不明。飯田線だけで行路が成り立たない。63行路は西小坂井泊まり。3組は男女混合班のためできない。

【国労】2項も同様、了解した。

【国労】3、4、5項、食事時間については個人差があるが了解した。

【国労】6項、修正する方向とあるが、今後も前訓練はありうるのか。

【会社】基本的には前訓練はしないこととする。

【国労】了解した。

【国労】6項、修正する方向ということだがどのような内容か。

【会社】1組の午前訓練が3から5へ。2組が5から4へ。これにより、行路の持ち替えが発生する。

【国労】了解した。

【国労】7項、一部修正する方向とあるが、どうなるのか。

要望通りとなる

—会社—

【会社】要望通りとなる。

【国労】了解した。

【国労】8項、修正する方向とあるが要望通りということによいか。

【会社】要望通りとなる。

車内の安全から 車掌乗務の方が良い

【国労】8項、563Gは本長篠行の最終列車であり、車内安全などを考えると車掌乗務の方が良いと考えるがどうか。

【会社】利用状況を勘案してどういう態勢が良いか決めている。

【美濃太田運輸区 車掌】

【国労】1項、回答の内容で了解した。

【国労】2項、今まで駅が行っていたことを車掌が行うのか。ホロの付け替えはあるのか。

【会社】現行の駅作業と同じ。ホロの付け替えはない。誘導作業となる。

【国労】一部修正する方向とあるがどうなるのか。

【会社】1040Dは現行通り協力会社が行う。32Dと1034Dは車掌が行うことになる。

【国労】イスの転換やカーテンを開けたりするのか。

【会社】それはない。現行行っている車内点検と同様である。詳細は訓練で周知する。

【国労】了解した。

【国労】4項、修正する方向だがその通りとなるによいか。

【会社】そうである。

【国労】5項、提案通りとあるがなぜか。

【会社】10行路の終了時間が19時10分だったが、18時19分に変更になり持ちかえしなくて良くなったためだ。

【国労】最終乗務は便乗でないので他の行路と持ち替えていると思うが、どのように変更されているのか。

すべて良い方向となる

—会社—

【会社】複数の行路と持ち替えているので直ぐには説明できないが、全て良い方向になっている。

【国労】了解、期待している。

【国労】6項、提案の通りとするがなぜか。

【会社】6行路と9行路を持ち替えただけでは在宅休養時間の確保ができないためである。

【国労】終了時間の変更を示されたので、これで良いかは分からないが交番順序を考えてあるので参考にされたい。1-83-ヤヤ4-109-ヤヤ7-2ヤ6-5ヤヤ。

【神領運輸区 車掌】

【国労】1項、回答の内容で了解した。

【国労】2、3、4項、回答の内容で了解した。

【国労】5項、BCP行路は行路表を見て解るのか。

【会社】解らなくても大丈夫だと考えている。

【国労】対案を考える際、それがBCP行路だと持ち替えが出来ないと聞いたがどうか。

【会社】対案を出してもらえれば、必ずしもBCPだから出来ないものではない。

【国労】6項、修正する方向とはどのような内容か。

【会社】他の行路と列車の持ち替えを行っている。

【国労】良くなっているということか。

【会社】そうである。

【国労】7項、21行路の夕食時間だが。

【会社】13時29分から17時20分の間。

【国労】それは無理だ。

【会社】その後の労外でなんとかやりくり出来るかなと。

【国労】やり繰り返すしか無い。

【国労】8項、24行路も食事時間についての要求だが、今後の改善を期待する。

要求は安全・安定輸送を守るため

【国労】いろんな要求を出したが、楽をしたいからではなく、全ては安全・安定輸送のためということを理解いただきたい。

【会社】了解した。

以上

昼と夜を一緒に摂れか

【国労】乗り出しが9時56分なので、昼飯時間になる。昼と夜を一緒に食べるということか。

【会社】分けてということか。